

J Aってどんな組織? J Aの事業って? 組合員とは?







JAってどんな組織?



■JAとは

「JA」とは、正式には「農業協同組合」のことをいいます。以前は「農協」という略称でしたが、平成4年から「JA」(Japan Agricultural Cooperatives)という愛称に変更しました。

■JAのマーク

緑色にデザインされたJAのロゴマークは、全体で「ゆるぎない大地」「日本の国土」のイメージを、大きな三角形が「自然・大地」、その中の小さな三角形が「人間」を表しています。左端の円は「農業の豊かさ」「実り」と、共同精神に基づく「人の和」を象徴しています。深みのある緑色は、自然環境と成長を表しています。

■協同組合とは

JAは、相互扶助精神のもとに農家の営農と生活を守り、よりよい社会を 築くことを目的に組織された協同組合です。

出資・利用・運営は組合員が行うなど、株式会社とは異なる理念や原則を持っています。

■出資と投資の違い

株式会社の所有者は株主ですが、協同組合であるJAの所有者は組合員です。組合員はもうけや配当を期待して投資を行うのではなく、自分たちで事業や経営を行うために必要となる元手の資金を出資するのです。

JAの経営は、出資者である組合員の代表が中心となって行います。経営者は「組合員の願い」を実現する事業や活動を行い、組合員に利用と参加を促します。







JAの事業

JA(農業協同組合)は、相互扶助精神のもとに農家の営農と生活を守り、よりよい社会を築くことを目的に組織された協同組合です。

営農や生活の指導をするほか、生産・生活資材の共同購入や農畜産物の共同販売、貯金の受入れ、農業生産資金や生活資金の貸付、農業生産や生活に必要な共同利用施設の設置、万一の場合に備える共済等の事業を行っています。このように、JAは地域の営農と生活を守る大きな役割を果たしています。

◆JAみやぎ仙南のプロフィール◆

(令和3年6月25日現在)

●基本理念

JAみやぎ仙南は、「『食』と『農』を未来へつなぎ、豊かなくらしと心を育み、夢と笑顔の溢れる地域づくりに貢献します。」を基本理念として行動します。

- ・熱意をもって、よりよいサービスを行います。
- ・自ら変化を起こし、チャレンジ精神をもって行動します。
- ・未来をみつめ、多様に行動します。

●組織概要

代表理事組合長 舟山 健一

本店所在地 宮城県柴田町西船迫 2-10-3

組合の地区 柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町

白石市、七ヶ宿町、角田市、丸森町

組合員数 28.469 人

(正組合員 16.556 人、准組合員 11.913 人

役員数 25人 職員数 274人

●令和2年度事業実績

●貯金残高 1,250 億 80 百万円

●長期共済保有高 5.607 億 45 百万円

●販売品販売高86億70百万円●購買品供給高44億08百万円

●出 資 金 38 億 18 百万円







信用事業

組合員などから貯金等を預かり、それを原資として行っています。また、JA・JA・リスト・農林中央金庫により構成された「JAバンク」は一体的に事業運営を行い、各種の融サービスを行っています。

共済事業

JA共済は、相互扶助を 事業理念として、組合員・ 利用者と共済契約を締結す ることによって、「ひと・ いえ・くるまの総合保障」 (生命と損害の両分野の保 障)を提供しています。

購買事業

JAの購買事業とは、JAが組合員に肥料、農機具、飼料等の生産資材や生活資材をできるだけ安く、良質なものを安定的に供給しようとするものです。



営農指導事業

JAの営農指導事業は、農業経営の技術・経営指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物や技術の導入等、組合員の営農支援のための活動を行っています。

販売事業

農家が生産した農畜産物を JAが販売することを「販売 事業」と呼んでいます。農家 が作ったものをどう有利に販 売するかは、農家の所得を高 めることになるため、JAの 最も重要な事業です。







組合員とは

組合員には、「正組合員」と「准組合員」の組合員資格があります。農業者である「正組合員」の意思決定によりJAは運営されていますが、地域の皆様も「准組合員」として事業を利用することができます。

組合員になるための資格

正組合員

経営する農地がJAみやぎ仙南 管内にある方か、農業に1年のう ち90日以上従事されている方

准組合員

お住まいもしくはお勤め先が JAみやぎ仙南管内の方

組合員のメリット

- ■JAみやぎ仙南の各事業で、組合員特典が受けられます。
- ●事業活動の結果として十分な剰余金が出た場合には出資配当 が受けられます(総代会で決定します)。

「よくあるご 質問

Q1. 組合員にならないとJAは利用 できないの?

A1. 組合員以外の方でもJAを利用できますが、組合員としてのメリットを一部受けることができないものもあります。

Q2. 組合員は誰でもなれるの?

A2. 農家の方はもちろん、農家以外の方も組合員になることができます。JAみやぎ仙南管内に住んでいる方、勤め先がJA管内の方等は、JAに出資することで組合員になることができます。

Q3. 正組合員と准組合員は何が違うの?

A3. 正組合員は農業を営む方で、准組合員は農業を営んでいない方です。准組合員は、事業利用に関しては、正組合員と同等のサービスを受けることができますが、JAの事業や役員を決める議決権等はありません。

